

食の安全、を科学する。



食品安全委員会
Food Safety Commission
食の安全、を科学する。

ホーム

サイトマップ

English page

サイト内検索

文字サイズ拡大表示 



▶ FSC News

▶ 食品安全委員会
(リスク管理)

▶ 食品衛生法
(食品の安全性)

▶ 食品衛生法
(食品の安全性)

▶ 食品衛生法
(食品の安全性)

▶ 食品衛生法
(食品の安全性)

▶ 食品衛生法
(食品の安全性)

▶ アーカイブ

[ホーム](#) > [食品安全委員会とは](#) > [開催実績](#) > 第307回食品安全委員会議事概要

食品安全委員会とは

第307回食品安全委員会議事概要

■ 第307回食品安全委員会会合

日時:平成21年10月29日(木)14:00～15:30

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:12名

議事概要:

(1)食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(照会)

・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格 5から7までにおいて、各小項目に掲げる食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法に、これら試験法と同等以上の性能を有する試験法を追加すること

・厚生労働省から説明

・食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 7品目

1)シアゾファミド

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺菌剤で、ぶどう、ばれいしょ等に使用します。はくさい及びキャベツへの適用拡大申請並びににんじん及びパパイアへのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)要請がされています。

2)チオベンカルブ

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 除草剤で、だいず、にんじん等に使用します。移植水稻への適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

3)フルベンジアミド

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、もも、キャベツ等に使用します。ブロッコリー、ばれいしょ等への適用拡大申請及びとうもろこし、かぼちゃ等へのインポートトレランス要請がされています。

4)フロニカミド

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、りんご及びなすに使用します。レタス及びみつばへの適用拡大申請並びににんじん、キャベツ等へのインポートトレランス要請がされています。

5)トリシクラゾール

・厚生労働省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺菌剤で、稲に使用します。魚介類及び畜産物への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

6)イミダクロプリド

・農林水産省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、稲、とうもろこし等に使用します。飼料中の残留基準(暫定基準)が設定されています。

7)クロルピリホス

・農林水産省から説明。

・農薬専門調査会で審議することとなった。

* 殺虫剤で、ばれいしょ、てんさい等に使用します。飼料中の残留基準(暫定基準)が設定されています。

(3)農薬専門調査会における審議結果について

1)「フェンチオン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

＊殺虫剤で、稲、だいず等に使用し、魚介類への残留基準値の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

1) 「レバミゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

＊寄生虫駆除剤で、牛肺虫、豚回虫、鶏回虫の駆除などに用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(5) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1) 「ARG-No. 2株を利用して生産されたL-アルギニン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

＊栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

(6) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート耐性ワタGHB614系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題はないものと判断される。』との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

＊除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つワタです。

(7) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成21年10月)

・事務局から報告。